



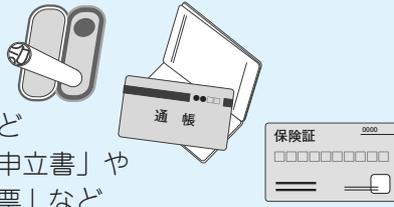
子ども手当の概要

○支給の対象となるかた
15歳以下(15歳になり最初の3月31日まで)の児童

- 支給を受けるかた (請求者)
市内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している父母や養育者で、主に家計を支えているかた
- 支給金額 児童1人につき月額13,000円
- 所得制限 なし
- 支給方法 6月・10月・2月に、それぞれ前月分までの手当を指定口座へ振り込みます

○申請に必要なもの

- ・印鑑 (スタンプ式不可)
 - ・請求者の金融機関口座の写し
 - ・請求者の健康保険証の写しなど
 - ・児童と別居しているかたは「申立書」や「児童の属する世帯全員の住民票」など
- ※そのほか、必要に応じて提出するものがあります



- そのほか 外国籍のかたは、在留資格により申請できない場合があります。

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、国の制度で子ども手当の支給が始まります。平成22年度から、これまでの児童手当を含めて子ども手当が支給されます。

子ども手当の支給が始まります



あなたの家庭はどこにあてはまりますか

川口市で児童手当が支給されていないかた
※所得超過などの理由で支給されていないかた

「認定請求書」

川口市で児童手当が支給されていて、中学2・3年生の児童を養育しているかた

「額改定請求書」

すでに川口市で児童手当が支給されていて、中学2・3年生の児童がいないかた

平成22年4月2日以降に出生や転入で支給対象となるかた

申請が必要となります

4月中旬以降に、平成22年4月1日現在で、市内に住所を有し、対象児童がいるかたに請求書を郵送します。

平成22年9月30日(木)までに申請してください。
(窓口は混雑しますので、郵送での申請をお願いします。)

- 「認定請求書」を提出したかたは、6月の「現況届(年度更新の手続き)」は必要ありません。
- 市外に居住する児童を養育しているかたは、市役所子育て支援課・各支所・川口駅前行政センターの窓口で申請してください。
- 平成22年9月30日(木)までに申請すれば、4月分までさかのぼって支給します。10月1日(金)以降の申請は、申請した月の翌月分からの支給となります。
- 出生や転入で新たに対象となる児童は、申請した月の翌月分から支給されます。
- 公務員のかたは、勤務先に申請してください。



申請の必要はありません

児童手当から継続して支給します。

4月中旬以降に「案内通知」を郵送します。

- 中学1年生にも継続して支給します。
- 別途、6月に送付する「現況届」が必要です。



子育て支援課・各支所・川口駅前行政センターの窓口で申請してください



- 申請した翌月分から手当を支給します。
- 誕生日または前市区町村の転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。